

様式 2

平成 27 年度 安曇野市福祉有償運送運営協議会

- 1 審議会名 第 1 回（平成27年度第1回）安曇野市福祉有償運送運営協議会
- 2 日 時 平成27年12月 4 日 午後 1 時30分から 午後 3 時40分まで
- 3 会 場 安曇野市役所 共用会議室305
- 4 出席者 常田委員、中山委員、望月委員、日比野委員、耳塚委員、小岩井委員、中村委員、小見田委員、藤原委員
- 5 市側出席者 野本長寿社会課長（会長）、藤原長寿社会課長補佐、小林主査
- 6 公開・非公開の別 一部非公開
協議事項のうち個人情報を含む内容は、安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針 6 に該当
- 7 傍聴人 0 人 記者 0 人
- 8 会議概要作成年月日 平成27年12月 4 日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

- (1) 開会（事務局）
- (2) 会長あいさつ
- (3) 自己紹介
- (4) 副会長選任
日比野委員を選任
- (5) 報告及び協議事項
安曇野市社会福祉協議会（以下「安曇野市社協」という。）関係
J A あづみくらしの助け合いネットワークあんしん（以下「J A あんしん」という。）関係
- (6) その他
- (7) 閉会（事務局）

2 審議概要

- (1) 安曇野市社協関係
定期報告（会員及び運行管理の現況、保険の更新、苦情処理状況等）
安曇野市社協（中山委員）より説明

【質疑応答】

- 耳塚委員 説明の中で、この事業は赤字との事であったが赤字分はどうしているのか。
- 中山委員 他の事業から補てんしている。
- 耳塚委員 やればやるほど赤字になるのであれば、運賃をタクシー料金の半分ではなく、通常のタクシー料金と同じくらいの料金にすることを考えてみてはどうか。
- 野本会長 事業者の方でもお考えいただきたい。
- 中村委員 資料の中の利用料の部分に、タクシー券の記載があるが、本事業ではタクシー券は使用できないのではないか。
- 事務局 市の外出支援事業は 2 種類あり、通常のタクシー券を交付するものの他に 1 ヶ月あたり 5,000 円を上限に費用の 2 分の 1 を助成する制度がある。
- 野本会長 安曇野市社協に確認をお願いし、市も確認しておく。

協議申請（利用者の変更）

安曇野市社協（中山委員）より 3 名の新規利用者について状況を説明

【質疑応答】

- 常田委員 旅客の名簿（参考様式第 1 号）の中で、運送を必要とする理由は要介護認定者であ

り、その他の障害等もあるのであれば両方に 印が必要になる。複数の欄に 印をつけて問題ない。

(その他意見なし)

野本会長 協議申請について、協議会として認めたこととする。

(2) J A あんしん関係

定期報告(会員及び運行管理の現況、保険の更新、苦情処理状況等)

J A あんしんより説明

【質疑応答】

望月委員 自動車保険について、車両保険がない契約内容となっているものがある。持ち込み車両で事業を実施するのに事故にあった際、自分の車の修理代は補償されないのか。

JA あんしん 確かにそのような契約内容になっているが、この事業を行う上での要件は満たしている。事故を起こさないよう気をつけて運転している。

望月委員 誰もが事故を起こさないようにしている。事故が起きてしまった場合のことを想定したらこの自動車保険の補償内容では足りないのではないかと。また、搭乗者の補償がないものもある。

野本会長 自動車保険の内容に関しては、登録に必要な条件は満たしているため自己責任ということになる。

協議申請(利用者の変更)

J A あんしんより6名の新規利用者について状況を説明

【質疑応答】

中村委員 現在の利用者が4名で実際に利用した人数は1人とのこと。今回運転手を1名増員し、利用者を10名にするようであるが、実際どのくらいの利用を見込んでいるのか。

JA あんしん 事業開始当初は4名の登録であったが、実際に事業を始めたところそれを知った方から利用したいという希望があり今回登録者数が増えてきた。利用回数は少なくとも必要な方の役に立っていききたいという考えである。

野本会長 それぞれタクシーを利用することが困難な状況の方であったと思う。しかしながら登録者が20人から30人と増えてくるとタクシー会社の皆様は危機感を持っていると思う。この協議会としては、そのあたりのバランスを意識して登録する際の条件をシビアに考えていかないといけない。

中山委員 J A あんしんの登録する利用者には要支援認定者が多い。道路運送法施行規則の中で、要支援認定を受けている者も該当することとなっているが、要支援認定者であれば要介護認定を受けている人よりも自分のことができると認識している。軽い気持ちで申請している方がいるとすればある程度基準を設けないと誰でも利用できるものになってしまう。

JA あんしん 実際の状況を見ると要支援の判定が疑問に思う人もいる。要介護認定の更新までの間に症状が進んでいる人もいると思う。

野本会長 要介護認定は身体的な部分は顕著に反映しても、精神的なものや認知症の面では結果に反映されないという現状もあるようなので、先ほどの説明からご理解をお願いしたい。

(その他意見なし)

野本会長 協議申請について、協議会として認めたこととする。

3 その他

中山委員 この協議会の運営要領が改正され、旅客について協議会で認めてもらえなければ事

業を利用することができなくなった。すぐに利用したいという方でも1年に1回の協議会開催であれば1年間待たせる場合もあるので検討してもらいたい。

野本会長 常田委員（長野運輸支局）から良い方法があればお願いしたい。

常田委員 国から示されたガイドラインを基に要領を作成していると思うが、「旅客」に関してはガイドラインには記載されていない。それを要領に付け加えてしまうと予め協議することが必要になってしまう。

野本会長 例えばこれまで1年に1回の開催だったものを2回にする、または、利用者として認める基準や条件を明文化した上で事務局が判断し、事後報告にする等が可能かどうか平成28年度に協議する場を設けたい。それまではこれまでの方法でお願いしたい。